

株式会社 MARS 介護職員初任者研修学則

1 研修の目的

この講習は、広範多岐にわたる福祉のニーズに対応した介護サービスを提供するため、必要な知識、技能を有する介護職員を養成することを目的とする。

2 研修の名称

株式会社 MARS 介護職員初任者研修

3 研修の要旨

事業所の所在地	旭川市末広東1条3丁目3-4
研修形態	通信形式（夜間コース） 通学形式（昼間コース）
修業年限	12ヶ月以内
研修期間	夜間コース：約35回（約2カ月間） 基本 18:00～21:00 昼間コース：約23回（約3ヶ月間） 基本 10:00～17:00 昼間コース：約12回（約2～3週間） 基本 9:00～18:00 祝日はお休みとする。
定員	夜間コース 30名 昼間コース 20名
受講料（円）	70,000円（テキスト代、消費税含む）
受講対象者	介護に従事しようとする方 心身ともに健康な方 上記他、研修責任者が本研修受講者として適当と認められる方

4 受講手続

(1) 募集時期

開講の1ヶ月前とします。

(2) 受講料納入方法

受講料は一括支払いとさせていただきます。ご連絡の上、受講当日までお支払いをお願いします。

(3) 受講料返還方法

- ・開講1週間前までのキャンセルにつきましては全額返金しますが、それ以降の返金はできません。
- ・開講1週間前の時点で受講者が10名以下の場合は開講しないこともあります。
その場合は、上記にかかわらず全額返金いたします。

5 カリキュラム

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙1のとおりです。

6 主要テキスト

中央法規 介護職員初任者研修課程テキスト

財団法人 介護労働安定センター介護職員初任者研修課程テキスト

のどちらかを使用して行います。（開校式にて配布します。）

7 通信形式の実施方法

(1) 学習方法

テキストに沿った3～4回の添削課題をそれぞれ設定する提出期限までに提出していただきます。
ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求めます。

(2) 評価方法

添削課題については、理解度および記述の適格性・論理性に応じて、担当講師又は添削担当者が添削、評価を行います。正解率が6割未満の場合は、再提出していただき指導を行います。

(3) 個別学習への対応方法

郵便、FAX等にて質問を受け付けます。添削担当者は、必要に応じて担当講師に紹介し、郵便、FAX等により回答をおこないます。

8 通学形式の実施方法

所定のカリキュラムをすべて受講していただきます。

9 修了認定

(1) 出欠の確認方法

- ・講義、演習の出欠確認は出席簿によって行います。
- ・やむを得ず欠席される場合、又は遅刻、早退の場合は後日事務局が設定する日時において該当する項目の補講を受けていただきます。

(2) 成績の評定方法

全科目の研修を修了後「北海道介護職員初任者研修実施要綱」の「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」において定める「修了時の評価ポイント」に沿って各受講生の知識技術等の習得度を評価し、かつ1時間程度の筆記試験を行います。

(3) 修了の認定方法

修了の認定は、カリキュラムを全て履修し、筆記試験において合格水準に達している方で、かつ修了認定会議で修了と認められた方に対して行います。

評価は、A=正解率が9割以上、B=8～8.9割、C=6～7.9割、D=6割未満の区別で評価し、評価がC以上を合格とします。

Dの場合は、事務局が定めた日に補習及び再試験を受けていただきます。再試験の方法は担当講師から与えられたレポートの提出又は課題の提出によって行います。

補習及び再試験料 1回につき 5,000円

但し、再試験を受けられる期間は、研修の開始日より12か月以内とします。

(4) 修了証明書

修了を認定された方に対し、当社より北海道介護職員初任者研修事業実施要綱12に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付します。

10 補講の取り扱い

研修の一部を欠席された方は、該当科目の補講によって履修したものとします。

補講にかかる費用は次のとおりです。

補講は1時間あたり 5,000円

1 1 退学規程

次に該当する方は、退学に処することがあります。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる方
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反する方
- (3) 受講生自身が受講継続意志がなく、退学を申し出た方
- (4) その他、受講態度が悪いなど研修責任者が不相当とみなされた方

1 2 講師

添付3号様式「講師一覧」のとおりです。

1 3 実習施設

実習は行いません。

1 4 その他

学則に記載のない事項については研修責任者が定めるものとします。